

表彰規程

平成4年7月1日制定

第1章 総則

(総則)

第1条 一般社団法人広島県臨床検査技師会（以下「会」という）が行う表彰は、この規程に定めるところによる。

(目的)

第2条 会の運営に寄与し、会の発展に顕著なる功績のあった者、又は多年臨床検査技師業務に従事若しくは関与し、業務の改善進歩に功労のあった者を表彰し、会員の意識の高揚、資質の向上を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 表彰の区分及び基準

第1節 表彰の区分

(表彰の区分)

第3条 この規程に基づく被表彰者は、次の各号とする。

- (1) 学術業績者
- (2) 学術奨励者
- (3) 功労者
- (4) 永年職務奨励者
- (5) 特別表彰

第2節 被表彰者の基準

(学術業績者)

第4条 学術業績者とは、「医学検査」（表彰日の前年度に発刊された第1号から第12号までのもの）又は当会会誌（表彰日の前年度に発刊されたもの）に学術論文を掲載された者であって、特に優秀と認められた者をいう。

(学術奨励者)

第5条 学術奨励賞とは、当会学術部活動を通じて、特に顕著なる実績と活動が認められた者、並びに、当会地区活動及び県学会各種研究会等に積極的に参加して臨床検査技師の模範となりうる活動をした会員であって、次のいずれかの基準を満たす者をいう。ただし、在任中の理事は除くものとする。

- (1) 県学会にて一般演題を発表した者
- (2) 県学会における座長（司会）又はシンポジウム演者の経験者。
- (3) 各種関連学会、研究会等及び地区活動を積極的に運営し、臨床検査技師の資質の向上に貢献した者

(功労者)

第6条 功労者とは、次の基準を満たす者をいう。

- (1) 当会会員歴が、通算して30年以上である者
- (2) 表彰を受ける年の12月末日をもって満55歳以上であって、表彰審査委員会の推薦時において当会会員である者
- (3) 当会役員歴が、通算して10年以上である者

(永年職務奨励者)

第7条 永年職務奨励者とは、表彰審査委員会の推薦時において当会会員である者のうち、当会会員歴が通算して30年以上であって、かつ、表彰を受ける年の12月末日をもって満55歳以上ある者をいう。

(特別表彰者)

第8条 特別表彰者とは、第4条から第7条のほか、当会の発展に顕著な功績があった者

で、表彰審査委員会において特に表彰を認めた者をいう。

第3章 表彰審査

第1節 表彰審査委員会

(表彰審査委員会)

第9条 本会は、第4条から第8条に定める被表彰者の表彰基準の審査を行うため、定款第44条及び組織運営規程第25条の定めるところにより、表彰審査委員会（以下、「委員会」という）を置く。

2 前項の委員会の委員は、理事会において正会員より選出し、会長が委嘱する。

(委員の定数及び任期)

第10条 委員会は、本会の理事4名及び正会員4名をもって組織する。

2 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

3 委員の欠員が生じた場合は理事会で補充し、その任期は前任者の残任期間とする。

(委員会の運営)

第11条 委員会は、原則として年1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

2 委員会は、委員の互選により委員長を選出する。

3 委員会は、委員長が招集し、議長となる。ただし、第1回の委員会は会長が招集する。

4 委員会は、構成委員の半数以上の出席がなければ開催することができない。

5 委員会の議決は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。

6 委員の代理は認めない。

7 その他委員会の運営につき必要な事項は、理事会において定めるものとする。

第2節 表彰審査

(表彰審査)

第12条 委員会は、表彰しようとする候補者について第4条から第8条の規定に定める基準に従い、次の事項を審査する。

(1) 被表彰者の役職、氏名、年齢、勤務地

(2) 被表彰者の主たる経歴

(3) 表彰に値する功績の概要

(4) その他参考となる事項

2 委員長は、委員を代表し、前項の審査を経て表彰に値すると認められた者を別に定める様式により会長へ推薦する。

3 会長は前項の規定による推薦者につき、理事会の承認を得るものとする。

(被表彰者の死亡)

第13条 表彰前に被表彰者が死亡したときは、生前にさかのぼって表彰することができるものとする。

第4章 表彰

(表彰の時期)

第14条 表彰は、原則として定期総会において行うものとする。

(表彰の方法)

第15条 表彰は、総会の席上において、会長より賞状を授与して行うものとする。この場合、理事会の承認により、副賞を添えることができる。

第5章 雑則

(規程の変更等)

第16条 この規程に定めのない事項については、理事会の決定による。

2 この規程を変更する場合には、理事会の議決を経るものとする。

(附則)

この規程は、平成4年7月1日から施行する。

平成7年8月19日 一部改正

平成17年6月24日 一部改正

平成19年4月1日 一部改正

平成24年4月1日一部改正